

原子力災害対応の現状と取組

平成24年12月21日

内閣府

内閣官房

- 原子力災害への対応については、全閣僚がメンバーである原子力災害対策本部を中心として、災害復興、放射性物質汚染対策、経済被害対応、東電福島原子力発電所の廃止措置等の多岐にわたる分野について対応中。相互に関連する課題となっているため、これらを一体的に解決していくことが重要。
- 放射性物質汚染対策については、除染に係る計画を策定し、除染作業に着手しており、計画未策定の地域についても引き続き調整。食品・農林水産物の取扱いについても迅速に対応するとともに、健康管理調査への支援を実施中。
- また、原発事故による経済被害の対応については、賠償の実施に当たり、原子力損害賠償紛争審査会における指針策定、原子力損害賠償支援機構の設立、紛争解決スキーム（ADR）の整備等を実施。今後とも、的確な賠償に向けた取り組みを行う。

1. 原子力災害復興の推進

○福島復興再生特別措置法等 <復興庁>

復興庁を中心に、福島の復興に向けた方針・計画の策定（福島復興再生基本方針（平成24年7月13日））、避難指示区域への帰還に向けた総合的に取り組み、避難者への生活支援等を実施してきている。<「復旧・復興の現状と取組」参照>

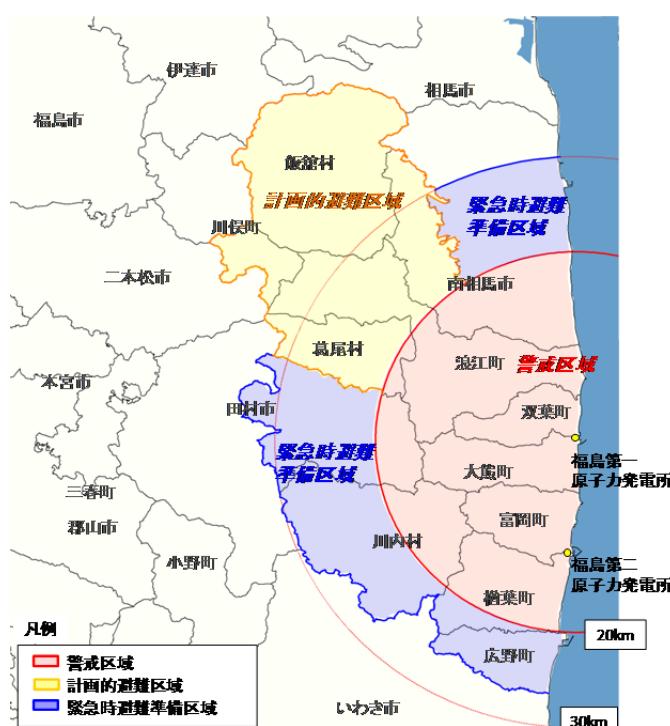
○避難指示区域の見直し <内閣府 原子力災害対策本部 原子力被災者生活支援チーム>

（年間積算線量に応じ避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の3区分化）

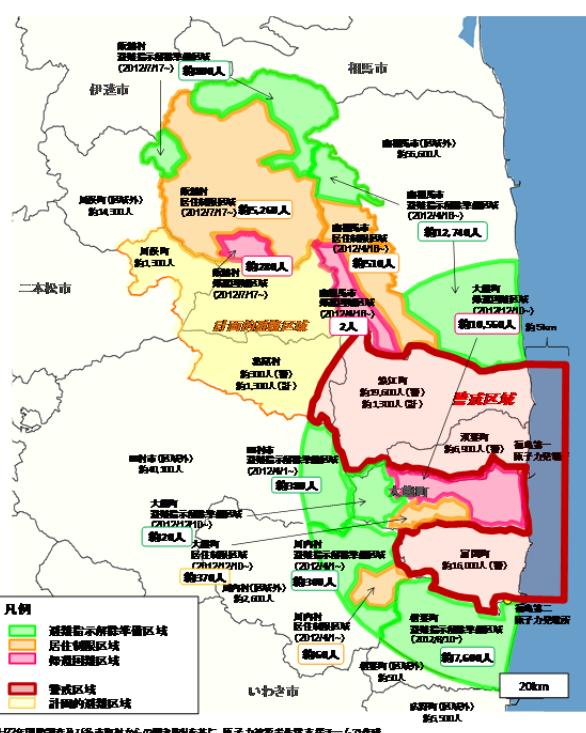
平成23年9月に緊急時避難準備区域を解除。当該区域においては、病院や学校が再開され、住民の帰還が開始されている。

警戒区域及び計画的避難区域については、平成23年12月に決定された基本的考え方に基づき、6市町村（川内村、田村市、南相馬市、飯館村、楢葉町、大熊町）において避難指示区域の見直しを終了し、5町村（富岡町、双葉町、浪江町、葛尾村、川俣町）において調整中。見直しを終えた避難指示解除準備区域等においては、一部の事業活動が再開され始めたところ。

平成23年4月 警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を設定



平成24年11月 大熊町の区域見直しを決定 ※警戒区域及び計画的避難区域は縮小、緊急時避難準備区域は解除



○産業振興・雇用対策、農林水産業の再開 <復興庁>

原発事故による避難地域について、概ね 10 年後に向けた復興の姿を示す「グランドデザイン」や、「産業振興・雇用促進プラン」「農林水産業再生プラン」を公表し、地域を支える産業再生と雇用創出、営農等が再開できる環境の整備を着実に実施。

また、「ふくしま産業復興企業立地補助金」(4,028 人の新規雇用、3,733 億円の投資予定)、グループ補助金(1,863 者、131 グループ、588 億円規模の施設設備復旧)等において、産業振興を支援。

2. 放射性物質汚染対策

○除染の推進 <環境省>

放射性物質汚染対処特措法に基づく除染及び特定廃棄物処理を政府が一体となって取り組むため「除染及び特定廃棄物処理に関する関係閣僚会合」を開催、対応を加速化。国の直轄除染対象地域のうち、8 市町村において特別地域内除染実施計画を策定し、田村市、楢葉町、川内村、飯館村について除染作業を開始。今後は、計画が未策定の 3 町(富岡町、大熊町、双葉町)において調整を進める。

* 取組の進展

- ・平成24年1月、福島環境再生事務所を開設。4月には環境省本省を含め500人規模の体制を確立
- ・除染作業に携わる人員確保のための研修を実施（平成23年度以降、約1.5万人超を研修）
- ・平成24年10月、福島県における除染の加速化に向けて、「除染推進パッケージ」を策定
- ・除染に伴う土壤等の仮置場については、11市町村のうち6市町村で確保済（一部確保含む）

○除染に伴う除去土壤などの中間貯蔵、指定廃棄物の最終処分 <環境省>

除染で生じた汚染土壤等の中間貯蔵施設についてロードマップ（平成23年10月）を踏まえ、福島県をはじめとする関係自治体と十分な連携を図った上で必要な措置を講じていく。指定廃棄物の最終処分場については、既に栃木県、茨城県については候補地を提示したところ、上記2県をはじめ、県や市町村、候補地周辺の方々に丁寧な説明を行い理解いただけるように取り組む。

* 取組の進展

- ・中間貯蔵施設について、平成24年11月、福島県及び双葉郡町村長の協議の場において、福島県知事から調査の受入表明

○食品、農林水産物の取扱い、モニタリング <厚生労働省、農林水産省>

食品については、事故後直ちに暫定規制値を設定し（平成23年3月。平成24年4月に新たな基準値を施行）、必要に応じて関係する地方公共団体に対し出荷制限等を指示。その後、出荷制限等の設定・解除に係るガイドラインの策定等も行い、現在も、地方公共団体が同ガイドラインに基づくモニタリング検査を実施中。

農林水産物については、放射性物質を低減するための取組を支援しているところ。これにより、平成24年4月以降の検査結果では、ほぼ全ての農畜産物は基準値に適合。なお、国民の主食である米については、作付制限も実施するとともに、福島県等が行う全量全袋検査に対し、技術的支援を実施。

また、「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、企業や各府省庁の食堂・売店において被災地産食品を積極的に利用する等の取組を推進。

○健康管理調査等 <環境省、原子力規制庁>

福島県民健康管理基金（782億円交付金）を通じた県民健康管理調査等を支援することで、将来にわたって福島県民の健康を管理する体制が整備。

* 全県民対象の基本調査に回答のあった約47.3万人のうち、約23.3万人の被ばく線量を推計評価（平成24年10月31日現在）。また、18歳以下の約36万人を対象とする甲状腺検査において、約11.4万人を検査（平成24年11月1日現在）。

また、政府の「総合モニタリング計画」に基づき、地方自治体等が住民の健康や安全・安心にこたえる放射性モニタリングを実施中。

○原子力災害専門家グループ <内閣官房 副長官補室>

放射線の健康影響の見地から、放射線医学等の専門家グループが総合的に助言。

3. 原発事故による経済被害対応

○原子力損害賠償 <文部科学省、経済産業省>

原子力損害賠償紛争審査会を設置し（平成23年4月11日）、類型化可能な損害項目等を示した指針を順次、策定（同年8月5日に中間指針、平成24年3月16日に第二次追補）。これを受け、経産省が避難指示区域見直しに伴う賠償基準の考え方（事故後6年で全損扱い等財物の考え方など）をとりまとめ（平成24年7月20日）、東京電力が賠償基準を公表（同月24日）したところ。

また、政府支援の枠組みとして、原子力損害賠償支援機構を設置（平成23年9月12日）。

紛争解決スキームとして、原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）を設置（平成23年8月29日）し、具体的な案件の和解仲介を行っている（仲介委員205名、調査官（弁護士）91名、これまでに1,700件以上の実績）。

なお、東電は、これまで、約1兆5,608億円の賠償支払いを実施済（平成24年12月12日現在）。（本賠償における個人請求書支払件数：約23.7万件、法人・個人事業主請求書支払件数：約10.5万件）

4. 東電福島第一原発1～4号機の廃止措置対応

<経済産業省>

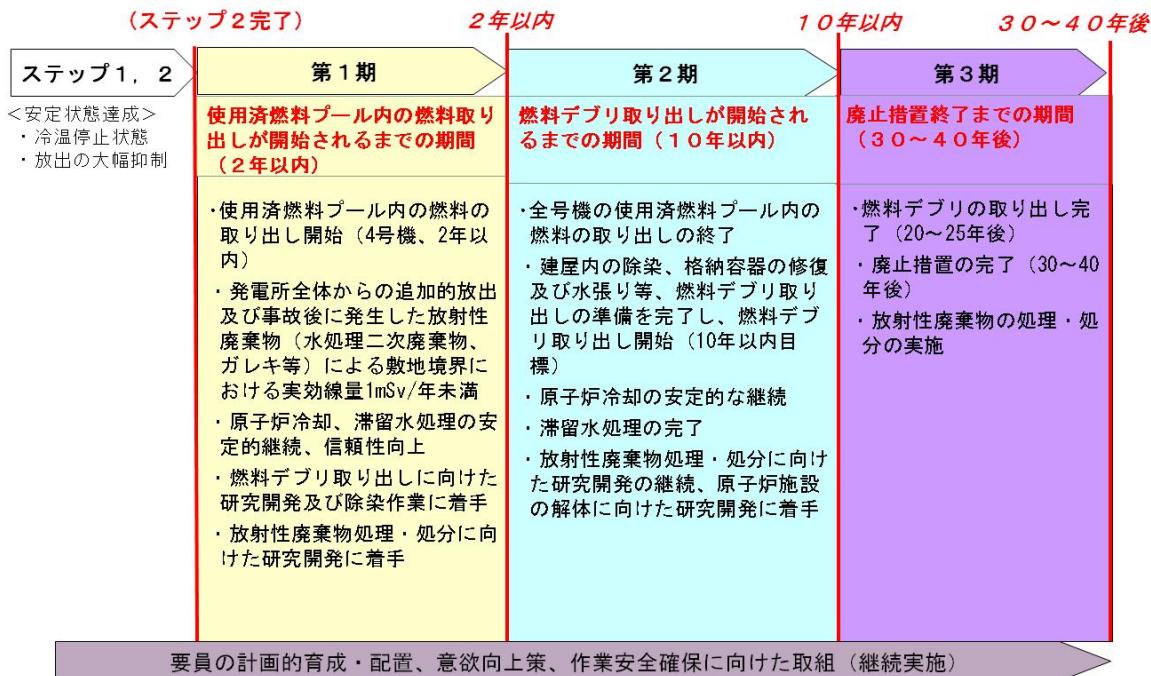
「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 当面の取組のロードマップ」に従い、平成23年7月には当ロードマップのステップ1である「放射線量が着実に減少傾向にある」状況を達成。同年12月には、ステップ2の目標である「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」状況も達成し、原子炉は冷温停止状態に達した。

これを受け、同年12月21日、原子力災害対策本部の下に設置された政府・東電中長期対策会議において、「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を決定。

平成24年7月30日には、漏水などのトラブルが発生していた状況を受けて、東京電力に策定指示した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における信頼性向上対策に係る実施計画」等を踏まえ、当ロードマップを一部改訂。

現在、政府と東電が一体となって、当ロードマップに基づき、廃炉に向け取り組み中。来年中の4号機使用済燃料プールからの燃料取出し開始、2040年～50年度の廃止措置終了を目指すこととしている。

東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの概要



5. 原子力安全規制

○原子力安全規制、原子力防災体制の整備等 <原子力規制庁>

平成24年9月、原子力規制委員会が発足し、原子力利用における安全規制を一元的につかさどる体制が確立。原子力安全規制の見直しについては、原子炉等規制法において、重大事故（シビアアクシデント）対策の強化、バックフィット制度の導入等の改正を実施。また、原子力防災についても、官邸を中心とした危機管理体制の強化やインフラ整備、原子力災害対策重点区域等の見直しを実施。

* 取組の進展

- ・防災基本計画や原子力災害対策マニュアルを改定し、官邸を中心とした意思決定機能の強化、原子力災害対策本部事務局オペレーションルームの官邸内設置、オンサイト・オフサイト対応で分けた現地機能の明確化等の防災体制全体の強化したことに合わせて、中央と現地の各拠点をつなぐテレビ会議システム等を配備。
- ・平成24年10月、原子力災害対策指針を策定し、原子力災害対策重点区域の設定（P A Z、U P Zの導入）、オフサイトセンターの立地要件を提示、訓練の充実化等を規定。

6. 事故調査委員会提言のフォローアップ

＜内閣官房 原子力規制組織等改革推進室＞

平成24年7月に公表された国会事故調及び政府事故調の報告では、政府に対する様々な提言がなされた。原子力規制委員会の発足など、提言に盛り込まれた取組が進展。これらの提言を引き続き政府として確実にフォローアップすべく、「有識者会議」を設置。法律の規定や国会の附帯決議等を踏まえ、来年3月を目途にフォローアップ結果をとりまとめて公表し、原子力規制委年次報告書とともに国会報告の予定。

* 取組の進展（再掲）

- ・防災基本計画や原子力災害対策マニュアルを改定し、官邸を中心とした意思決定機能の強化、原子力災害対策本部事務局オペレーションルームの官邸内設置、オンサイト・オフサイト対応で分けた現地機能の明確化等の防災体制全体の強化したことに合わせて、中央と現地の各拠点をつなぐテレビ会議システム等を配備。
- ・平成24年10月、原子力災害対策指針を策定し、原子力災害対策重点区域の設定（P A Z、U P Zの導入）、オフサイトセンターの立地要件を提示、訓練の充実化等を規定。

（以上）

原子力災害対応の現状と取組

各施策に関するお問い合わせ先

1. 原子力災害復興の推進

○福島復興再生特別措置法等

復興庁 原子力災害復興班

(参事官) 米田 健三

(参事官補佐) 田辺 雄史

電話番号:03-5545-7418

○避難指示区域の見直し

内閣府 原子力災害対策本部 原子力被災者生活支援チーム

(参事官) 児島 秀平

(参事官補佐) 奥田 修司

電話番号:03-3501-1526

○産業振興・雇用対策、農林水産業の再開

「グランドデザイン」等について

復興庁 原子力災害復興班

(参事官) 米田 健三

(参事官補佐) 田辺 雄史

電話番号:03-5545-7418

「ふくしま産業復興企業立地補助金」について

経済産業省 地域経済産業グループ 産業施設課

(課長) 成瀬 茂夫

(課長補佐) 荒木 太郎

電話番号:03-3501-1677

「グループ補助金」について

経済産業省 中小企業庁 経営支援課

(課長) 高島 竜祐

(課長補佐) 有馬 伸明

電話番号:03-3501-1763

2. 原子力災害復興の推進

○除染の推進

「除染及び特定廃棄物処理に関する関係閣僚会合」について

内閣官房 副長官補室

(参事官) 菊池 英弘

(主査) 田上 翔

電話番号:03-3581-3688

除染実施計画(国の直轄除染対象地域)について

環境省 水・大気環境局 放射性物質汚染対処特措法施行チーム

(課長) 江口 博行

(課長補佐) 平尾 穎秀

電話番号:03-5521-9260

○除染に伴う除去土壤などの中間貯蔵、指定廃棄物の最終処分

除染に伴う除去土壤などの中間貯蔵について

環境省 水・大気環境局 放射性物質汚染対処特措法施行チーム

(課長) 藤塚 哲朗

(課長補佐) 中野 哲哉

電話番号:03-5521-9260

指定廃棄物の最終処分について

環境省 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 指定廃棄物対策チーム

(計画官) 高澤 哲也

(課長補佐) 松田 尚之

電話番号:03-5521-8830

○食品、農林水産物の取扱い、モニタリング

食品の暫定規制値・現行基準値の設定について

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 基準審査課

(課長) 森口 裕

(課長補佐) 鈴木 貴士

電話番号:03-3595-2341

食品の出荷制限・ガイドラインの策定・モニタリング検査について

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 監視安全課

(課長) 滝本 浩司

(健康影響対策専門官) 竹内 大輔

電話番号:03-3595-2337

農林水産物の取扱いについて

農林水産省 消費・安全局 消費・安全政策課

(課長) 強谷 雅彦

(課長補佐) 田中 領

電話番号:03-6744-2135

○健康管理調査等

健康管理調査について

環境省 環境保健部 放射線健康管理担当参事官室

(参事官) 桐生 康生

(参事官補佐) 中村 節生

電話番号:03-5521-9248

総合モニタリング計画について

原子力規制庁 監視情報課

(課長) 室石 泰弘

(課長補佐) 塚部 暉之

電話番号:03-5114-2125

○原子力災害専門家グループ

内閣官房 副長官補室

(参事官) 佐藤 裁也

(参事官補佐) 岡崎 清

電話番号:03-3581-1556

3. 原発事故による経済被害対応

○原子力損害賠償

原子力損害賠償、紛争解決スキーム、原子力損害賠償制度の在り方について

文部科学省 研究開発局 原子力損害賠償対策室

(総括次長) 篠崎 資志

(専門官) 渡邊 陽平

電話番号:03-5537-0245

東電賠償・政府支援スキームについて

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力損害対応室

(室長) 森本 英雄

(室長補佐) 市川 紀幸

電話番号:03-3501-6291

4. 東電福島第一原発1～4号機の廃止措置対応

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部

原子力発電所事故収束対応室

(室長) 舟木 健太郎

(室長補佐) 杉山 佳弘

電話番号:03-3501-1991

5. 原子力安全規制

○原子力安全規制、原子力防災体制の整備等

原子力安全規制の見直しについて

原子力規制庁 技術基盤課

(課長) 山田 知穂

(課長補佐) 田口 達也

電話番号:03-5114-2109

原子力防災体制の整備について

原子力規制庁 原子力防災課

(課長) 金子 修一

(課長補佐) 刀禰(とね) 正樹

電話番号:03-5114-2121

6. 事故調査委員会提言のフォローアップ

内閣官房 原子力規制組織等改革推進室

(参事官) 角倉 一郎

(補佐) 遠山 毅

電話番号:03-3581-1571